

教職員の自転車の酒気帯び運転による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 学校名 松江市立宍道中学校及び松江市立宍道中学校大野原分校
- (2) 職 名 非常勤講師
- (3) 氏 名 佐野 航太（さの こうた）
- (4) 年 齢 24 歳
- (5) 性 別 男

2 処分内容 懲戒処分「停職1月」

3 処分期日 令和7年12月26日

4 事実概要及び処分理由

当該非常勤講師は、令和7年11月20日（木）午後10時20分頃、松江市内の飲食店で飲酒を伴う食事後、帰宅しようとして自転車に乗車し、しばらく走ったところで警察に呼び止められ事情聴取を受けた際に、基準値を超える呼気1リットルあたり0.15mgのアルコール濃度が検出されたため、自転車の酒気帯び運転で検挙された。当該非常勤講師は、勤務校管理職にこのことを報告し、事案が発覚した。

当該非常勤講師の自転車の酒気帯び運転は、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該非常勤講師の勤務校管理職には管理責任を問い、管轄の教育委員会において校長には口頭訓告、教頭には口頭注意が行われた。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。